



長野県報

12月16日(木)
平成16年
(2004年)
第1619号

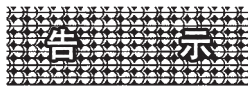
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課).....	1
長野県が実施した公共下水道工事の一部完了(水環境課生活排水対策室).....	2

公告

平成17年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集(厚生課).....	2
平成16年度長野県歯科技工士試験実施要領(医務課).....	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(4件)(生活文化課NPO活動推進室).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業振興課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業振興課).....	5
肥料取締法に基づく肥料登録有効期間の更新(農業技術課).....	5
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課).....	6
都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課).....	6
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の解散の認可(建築管理課).....	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課).....	6
一般競争入札(水環境課生活排水対策室).....	6



告示

長野県告示第663号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

塩尻市

2 事業の種類

平出遺跡史跡公園整備第4期7区事業

3 起業地

(1) 収用の部分

塩尻市大字宗賀字平出地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

平出遺跡史跡公園整備第4期7区事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思

と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する平出遺跡は、昭和20年代に行われた発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定されている。

この平出遺跡の保存及び活用をするため、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、史跡指定の範囲内で遺構の存在が確実と見込まれる区域について、平成9年度から順次買収、発掘調査及び遺構を保存しながらの環境整備を行い、平成23年度末までには、史跡公園としての整備を完了させるべく事業を進めているところである。このうち、起業者が第4期として整備を行う場所は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全ぼうを解明させるために重要であることが確認されているが、史跡指定地内では、農業従事者の高齢化等による営農意欲の減退により荒廃する農地も認められる状況となっており、当該農地において造園用緑化木の植栽などを行うことにより遺構破壊のおそれが生じている。

そこで、本件事業が施行されれば、遺構の保護が図られ、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐことが可能となるほか、史跡公園として整備することにより、市民の歴史学習の場及び憩いの場として活用されることが期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行い史跡公園として整備するもので、自然環境や周辺住

民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平出遺跡は、(3)アのとおり遺構破壊のおそれが生じているため、本格的な発掘調査と保存が急務になっていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第4期事業計画地は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全ぼうを解明させるための重要な場所であることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実と見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

企 画 課

長野県告示第664号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定により長野県が実施した公共下水道工事の一部を次のとおり完了しました。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 公共下水道の名称

上松町公共下水道

2 工事の区域又は区間

(1) 幹線管渠

ア 名称

上松幹線

イ 工事の区間

木曾郡上松町本町通り四丁目17-1地先から木曾郡上松町大字小川5644番地まで

(2) 終末処理場

ア 名称

上松浄化センター

イ 工事の区域

木曾郡上松町大字小川5635番地16、5635番地17、5635番地25、5644番地、5645番地、5647番地、5648番地及び5653番地の1

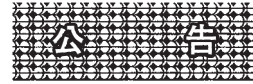
3 工事の内容

幹線管渠及び終末処理場(一部場内整備を除く。)

4 工事の一部完了の日

平成16年12月3日

水環境課生活排水対策室



公告

平成17年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成16年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりです。

学 科	募 集 人 員
介護福祉学科	若 干 名

2 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者(平成17年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。)

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者

(3) 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により本校が実施する入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

3 出願手続

(1) 提出書類

ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)

イ 保育士証の写し又は保育士資格取得(見込み)証明書

ウ 入学資格を有することを証する書類(2の(2)又は(3)に該当する者に限ります。)

エ 健康診断書(本校所定の用紙で、出願前3月以内に医師の発行するもの)

オ 最終卒業学校の卒業(見込み)証明書及び成績証明書

カ 面接個人カード(本校所定の用紙によります。)

キ 返信用封筒2通(1通は80円切手をはった長型3号のもの。1通は角型2号のもので切手をはる必要はありません。いずれにも出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。)

(2) 入学審査料

入学審査料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付してください。